

次の対象区域において、建築基準法第86条の5第2項の規定に基づき認定を取り消しましたので、同条第4項の規定に基づき公告します。

令和8年7月9日

京都市長 松井 孝治

1 認定に関する事項

認定取消番号	認定取消年月日	対象区域
11-002	令和8年7月6日	京都市中京区西ノ京新建町3番、5番7、 12番、12番1から12番7まで、12番15から12番35まで、12番37から12番39まで、13番、13番1、13番2及び100番2の一部、西ノ京北小路町19番5、20番、20番10、20番16、20番17の一部、20番18から20番92まで、20番93の一部、 100番1の一部及び100番2並びに西ノ京南原町100番1の一部及び100番5の一部

(都市計画局建築指導部建築指導課)